

## 平成30年度第3回教育委員会（6月定例会）議事録

- 1 日時 平成30年6月5日（火）  
午後2時30分から午後4時20分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 宮尾 千加子  
委員（教育長職務代理者） 木之内 均  
委員 吉井 恵璃子  
委員 吉田 道雄

### 4 議事等

#### （1）議案

- 議案第1号 平成31年度熊本県立高等学校入学者選抜の基本方針について  
議案第2号 平成31年度熊本県立中学校入学者選抜の基本方針について  
議案第3号 平成31年度熊本県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について  
議案第4号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について

#### （2）報告

- 報告（1） 学校における働き方改革の取組について  
報告（2） 熊本県学校支援チームの発足について  
報告（3） 平成29年度熊本県公立学校「心のアンケート～楽しい学校生活をおくるために～」の結果について  
報告（4） 義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における平成31年度使用教科用図書の採択基準等について

### 5 会議の概要

#### （1）開会（14:30）

教育長が開会を宣言した。

#### （2）議事録署名委員の選出

教育長が吉田委員を指名し、了承された。

#### （3）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、全て公開とした。

#### （4）議事日程の決定

教育長の発議により議案第1号から順に審議することとした。

#### （5）議事

○議案第1号 「平成31年度熊本県立高等学校入学者選抜の基本方針について」

#### 高校教育課長

高校教育課でございます。議案第1号「平成31年度熊本県立高等学校入学者選抜の基本方針について」御説明させていただきます。

資料の2ページを御覧ください。

まず、1の「入試制度の大枠」につきましては、平成24年度入学者選抜から、現行の形による入学者選抜としております。

2の「前期（特色）選抜」について御説明いたします。（2）の「実施学科等」につきましては、普通科の中で第1学年から定員を定めて募集するコース、例えば体育

コース、福祉コースなど、また、専門学科及び総合学科のうち、希望する学科・コースで実施することとなります。(4)の「募集人員」につきましては、募集定員の50%以内としております。(6)の「選抜方法等」につきましては、3ページのとおり、面接、小論文、実技検査、実験、自己表現など、学校が独自に行う検査とし、学力検査は実施しないこととしております。(7)の前期(特色)選抜の日程は、記載のとおりとしております。

次に、3の「連携型の中高一貫教育に係る高等学校入学者選抜」については、県立小国高等学校で実施し、(3)の「入学者の選抜」については、「中学校長から提出された書類、当該高等学校長が課した課題、面接及び作文等の結果を資料として行い、学力検査は実施しない。」としております。日程につきましては、前期(特色)選抜と同じでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。4の「後期(一般)選抜」については、(2)にありますように、全日制課程及び定時制課程の全学科・コースで実施し、(4)の「募集人員」は、募集定員から前期(特色)選抜または連携型の中高一貫教育に係る入学者選抜の合格内定者数を減じた数としております。また、併設型の中高一貫教育を行う高校におきましては募集定員から併設する中学校からの入学予定者数を減じた数としております。(5)の「選抜方法等」につきましては、学力検査として国語、社会、数学、理科、英語の5教科の検査を実施します。なお、調査書の評定の取扱いにつきましても、これまでどおり学力検査を行う5教科につきましては、学力検査の得点を用いて7ページに記載の別表により補正を行うこととしております。5ページ(6)の学校選択問題につきましては、数学及び英語の学力検査において作成いたします。なお、英語の学校選択問題につきましては、リスニングテストも含まれます。(7)の「後期(一般)選抜の日程」は、記載のとおりとしております。

続いて、5の「二次募集」につきましては、全日制課程及び定時制課程において、合格者が募集定員に満たない学校、学科・コースについて実施することとしております。

6の「その他」につきましては、海外帰国生徒等の特別措置や障がいがある受検者への配慮事項等について示しております。

以上、要点のみを説明させていただきましたが、御審議の程よろしくお願いたします。

#### 教育長

基本方針は基本的に昨年度と同じですか。

#### 高校教育課長

はい。基本的には同じです。日程等を変更しております。

#### 木之内委員

ちょっと教えていただきたいのですが、中高一貫校で、中学校から入ってくる生徒とかがいると思いますが、だいたい何%ずつくらい外部から入ってくるのか。

#### 高校教育課長

はい。例えば、宇土高校は、240人が募集定員ですので、6クラスでございますから4クラスは外部からという風な形になっております。

#### 木之内委員

ありがとうございます。

#### 教育長

その他いかがでしょうか。

#### 吉井委員

すみません。定時制と全日制についてはわかったのですが、通信制の募集についてはどういう形になるのでしょうか。

## 高校教育課長

はい。通信制については、湧心館高校の通信制がございますが、それはまた募集要項を作りまして、それに基づいて募集をしているところでございます。

## 教育長

よろしいですか。はい。ありがとうございます。

この件につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

## 各委員

了承。

## ○議案第2号「平成31年度熊本県立中学校入学者選抜の基本方針について」

### 高校教育課長

引き続き、議案第2号「平成31年度熊本県立中学校入学者選抜の基本方針について」御説明いたします。

資料を御覧ください。

1の「入学者の選抜について」及び2の「出願資格」は、昨年度からの変更点はございません。3の「募集定員」については、県立中学校3校それぞれについて、1学年2学級80人を定員としております。4の「検査について」は、(1)にありますように、小学校等における教育活動を通して身に付けた基礎的な知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等について、総合的な力をみるために適性検査と、(2)に記載の集団面接又は個人面接を実施し、6年間の一貫教育で学ぶ意欲及び適性等をみることであります。

次に、5の「入学者選抜の日程」については、記載のとおりとしております。

このうち、入学者選抜検査日は、受検生が、学校を欠席することなく受検できるよう、これまでどおり日曜日を実施することとしています。

また、入学意思確認書提出期間は、平成31年1月25日(金)から1月30日(水)としておりますが、これは、県立中学校の入学者数を確定し、市町村教育委員会に通知する必要があるために設定しているものです。

以上、御審議の程よろしくお願いいたします。

## 教育長

この件につきまして、御質問等がございましたらよろしく願います。

(少し待って)

この件に関しては、原案どおり了承してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。この件につきましては、原案どおり可決とします。

## 各委員

了承。

## ○議案第3号「平成31年度熊本県立特別支援学校入学者選抜の基本方針について」

### 高校教育課長

議案第3号 平成31年度県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について、御説明いたします。資料の2ページを御覧ください。

特別支援学校高等部への入学者選抜については、各特別支援学校、学科等の特色に応じて、その教育を受けるのに必要な能力、適性等を総合的に評価するものです。

特別支援学校高等部の入学者選抜は、Iの特に職業自立を重視した教育を行うひのくに高等支援学校 及び 松橋支援学校高等部専門学科と、次のページのIIそれ以外の特別支援学校で実施します。

昨年度からの大きな変更点はありません。

平成31年4月開校予定の熊本はばたき高等支援学校の入学者選抜もIIで実施し

ます。

まず、Iの、ひのくに高等支援学校及び松橋支援学校高等部専門学科についてご説明いたします。

1 (1) 出願資格では、志願できる者を、日常生活を営むのに一部援助が必要な程度の知的障がいをもつ者で、①～④を満たしている者としております。

(2) 検査等につきましては、検査等の内容は校長が定めることとし、必要に応じて受検者本人に面接を、保護者に面談を行うことができるとしております。

(5) 主な日程につきましては、願書受付は、平成31年1月21日～23日まで、ウの検査を、1月31日(木)・2月1日(金)に行うこととしております。

2 二次募集については、合格者が募集定員に満たない学校、学科等について実施するものとしております。

次に、3ページを御覧ください。

前のページの2校以外の特別支援学校高等部についてご説明します。

1の(1)のとおり、出願資格を、原則として学校教育法施行令第22条の3に示された程度の障がいがあることとしております。

この第22条の3には、視覚障がい者や聴覚障がい者など、特別支援学校に該当する幼児児童生徒の障がいの程度が定められております。

(2) 検査等につきましては、検査等の内容は校長が定めることとし、必要に応じて受検者本人に面接又は面談を行うことができるとしております。

(5) 主な日程は記載のとおり、願書受付を、平成31年2月13日～18日まで、検査を、3月6日(水)、7日(木)又はいずれか1日のみで実施することとしております。

平成31年度 熊本県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針については、以上のとおりです。ご審議、よろしく申し上げます。

## 教育長

この件につきまして、御質問等がございましたら申し上げます。

## 吉田委員

この件については毎年スムーズにしていると思うのですが、選抜する立場から見た課題や、受検者や生徒が所属する学校側からの改善要請などはあるのでしょうか。そうした課題や問題はない状況なのか、あるいは、解決できるかどうかは別にして、「こういう声が出ている」といった事例があるのでしょうか。もし問題になっていたりことや悩ましいことがあればお聞かせいただければと思います。

## 教育指導局長

教育指導局長でございます。去年まで高校教育課にございましたので、その経験から私がわかっている範囲でお答えいたしますけど、中学校の校長先生方とは毎回、協議の場を持っております。その中で、中学校の方からも御要望等をいただくこともあります。事務的な処理のやり方等はございますけども、実施に関して大きな制度の大枠については特にはいただいていないという認識をしております。ただ、毎回中学校の方にもアンケートを持って、教育委員会に来られますので、その中で事務的な負担の軽減、例えば割り印を無くしたとかですね。写真票の。そういった部分などできることはやってきたところでございます。

それから高校の方からはですね、特に市内を中心に一部の学校で受験生が非常に多く、採点等の時間が非常にかかるという悩みを抱えておられるということで、学校によりましては、土曜日を勤務日に変えて、そして土曜日まで行くと。週を間に挟むと採点がぶれたりするといけませんので、連続してやるということでそういった御苦勞をいただいている学校はあります、それから県の教育委員会としまして、今年いくつかのことを検討しようとしております中では、インフルエンザの対応についてですね、

全国的に話題になっております。本県では前期、後期、2次募集すべてやりますので、その日程の中では、非常に難しいということ。その公平性の問題がやはり問題になっておりますので、それについては、今後慎重に検討するというところで、他県の先行例をもとに検討している状況でございます。

#### 吉田委員

ありがとうございました。すぐに解決できないとしても、日常的に課題や問題があることを認識しておく必要があります。外部から指摘されて、「初めて気づきました」ではいけません。そのことは承知しているが現時点ではこういう理由で解決に至っていないといった説明ができるようにしておいていただきたい思います。特に採点などについては、働き方改革との絡みもあり、あまり根を詰めて採点するのも問題ですが、それで評価がぶれのも困りますね。

学校独自の特色を出すという部分がありますが、その評価はどうされていますか。またこうした特色を出した方がいいのではないかという意見はございますか。

また、特色と言っても、行政側が考えるもの、受験者や県民が期待しているものなど多様だと思います。そうしたものの間にずれは生じるものですが、こうした対応をして「期待にも応えますよ」というメッセージを発信していただきたい。高校教育課長

はい。前期選抜とかですね、その時にどういう風な方針で学校として出していただきますので、その学校を見ながら、この学科だったらこういう風な特色をしているのねという把握はしています。

#### 吉田委員

県としては、保護者が期待していることを考慮した特色ある学校にする必要がある。それからもう1点は学力試験においてミスなどの問題が発生した場合の対応策について決められていますか。これはあってはならないことですが、阪大や京都大学ではミスの対応が遅くて社会的に批判されています。

#### 教育指導局長

非常に関心が、大学の件もございまして、高くございますけども、私たちとしましては、もちろん問題作成の段階では、慎重に何重にもチェックをしているところですけども、採点段階のチェックミスはいけませんので、開示に対してですね、最初は点数の開示を行います。これは、簡易に願書に希望していただいている方にすべて郵送でお知らせするということと。それで、子どもたちも自分で自己採点をされますので、ずれがある時にはですね、今度は、正式に答案の開示も請求いただくこともいくつかあっております。そういうことによって、言ってみればいつでも見ていただくという前提で学校にも採点をしていただいているということがですね、ミスの防止の大きな1つではないかなと採点の基準等も説明しながら丁寧に説明しながら、行っております。またこういうシステムをすることでミスをする、あればですね早急に作成者を含めて検討しているところでございます。

#### 吉田委員

阪大の場合は試験の作成者だけで判断したように推測されます。そもそも外部の教育関係者からミスではないかと言われたのに対して問題ないと回答している。それに対してさらに丁寧な指摘をしたら、これには回答しないで放置していたらしい。これが不適切な対応であることは疑いない。こうしたことはあってはならないと思います。もちろんミスが無いことは前提ですし、そのつもりで仕事をしているはずですが、何かあった時の対応策はしっかり作っていないといけない。

#### 教育指導局長

高校入試の場合はすべて標準回答を出しますし、新聞等にも掲載されています。また、一部の進学塾等では当日に解説等もされていますし、いろんな目で見ている

だいて、その中で、もし指摘があれば速やかな検討するという姿勢でございます。

## 教育長

ありがとうございました。

貴重なご意見ありがとうございます。(少し待って)

よろしいでしょうか。

この件に関しては、原案どおり了承してよろしいか。

## 各委員

了承。

## ○議案第4号「教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について」

### 教育政策課長

議案第4号について、御説明します。

提案理由を1ページに記載しております。6月定例県議会へ提案する教育に関する議案について、教育委員会が県知事に意見を申し出ることを求められましたが、教育委員会に付議する暇がなく、教育長が臨時に代理して、「原案どおりで差し支えない」旨の回答をしたため、関係規定に基づき、今回の教育委員会に報告し、御承認を求めらるるものです。

該当の議案は、3ページに掲載の県知事からの依頼文中、下記記載の6項目です。

まず、「議案第1号」は、平成30年度熊本県一般会計補正予算(第2号)です。8ページをお願いします。

表頭款の欄、「6 教育費」を御覧願います。表頭項の欄「1 社会教育費」に1, 624万7千円を計上しております。

表頭款の欄、「7 災害復旧費」を御覧願います。表頭項の欄、「2 教育災害復旧費」に2, 850万円を計上しております。

内訳については、16ページの別紙「教育委員会 6月補正予算 内訳」を御覧願います。

まず、「6 教育費」の内容としては、表頭事業内容の欄に記載のとおり、くまもと文学・歴史館の秋季特別展示会に要する経費です。

次に「7 災害復旧費」の内容としては、表頭事業内容の欄に記載のとおり、熊本地震で被災した阿蘇神社の周辺整備に要する経費です。

9ページをお願いします。

「議案第3号」は専決処分報告及び承認に関するものです。

10ページをお願いします。東部支援学校(仮称)整備事業とありますが、これは、次のページで説明する県立熊本はばたき支援学校の整備に関するものです。平成29年度に4回の入札を行いました。不調不落となりましたので、当初予定していた平成29～30年度の工期を平成30～31年度の見直したことから、平成31年度に債務負担行為を追加する必要が生じたため、知事の専決処分としたものです。

期間は平成31年度まで、限度額は15億とび40万円です。

11ページをお願いします。

「議案第11号」は、熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定に係るものです。

これは、下から3行目、提案理由に記載のとおり、県立熊本はばたき高等支援学校の新設に伴い、関係規定を改正するものです。

高等部生徒募集等の準備のため、平成30年8月1日からの施行としております。

次に、12ページの議案第27号、13ページの議案第28号、15ページの議案第29号は、専決処分報告及び承認に関するものです。

いずれも、熊本県育英資金貸付金の支払請求に係る訴えの提起に係るものです。県が行った支払督促に対し、計10名の債務者から異議の申立てがなされたことから、訴えを提起するため、知事の専決処分としたものです。なお、議案が複数に分かれておりますのは、訴えの提起の時期が異なるためでございます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いたします。

#### 教育長

ありがとうございました。何か御質問等はございませんか。

#### 吉田委員

この訴訟費用は、被告が負担としておりますが、具体的にはどのようなのでしょうか。

#### 高校教育課長

高校教育課でございます。説明をいたします。まず就学期間中は貸与を行っている。大学に進学されましたらそこは猶予期間になりまして、働き始められたらそこから返還してもらう。私たちとしては、少しでも滞納が出た段階で、早期に払ってもらうことが一番いいと思っておりますのでそこに力を入れておりまして、電話なり手紙等で催告をする。3か月ほど滞納をした時にその後どういった手続きがありますよと例えばいろいろな事情があつて猶予を申し出ることができますし、これ以上滞納が続きますと一発で支払っていただきますといった説明をして、それでもまだ滞納が続く場合には、支払督促をします。そのまま異議なしの場合もありますし、異議ありの場合は、そのまま一括で返済するのは無理だからと異議申し立てがあがってきます。ほとんどは分割払いを希望しますとあがってきますので、そこで御本人さんが裁判所に出てきてもらってそこで話し合いのテーブルに着く。それが一番の目的でございます。催告をしても電話をしても、なしのつぶてということで取れないものですから、話し合いのテーブルに着いていただくということが、支払督促の目的としているところでございます。以上でございます。

#### 吉田委員

質問の仕方が悪くて申し訳ございませんでした。この件はすでに経験しておりますので説明された流れは承知しています。質問したのはここに訴訟費用が被告の負担と具体的に書いてあるので、それがどのくらいなのかを知りたかったのです。

#### 高校教育課長

失礼しました。訴訟に係る手数料ですけれども、例えばの例を御説明します。例えば返還請求が100万円までは、10万円ごとに1,000円になります。例えば10万円の返還を求めれば1,000円、100万円の場合は1万円と手数料はなっております。

#### 吉田委員

はい。ありがとうございました。

#### 教育長

よろしいでしょうか。

この件に関しては、原案どおり了承してよろしいでしょうか。

#### 各委員

了承。

○報告（1）「学校における働き方改革の取組について熊本県学校支援チームの発足について」

#### 教育政策課長

教育政策課でございます。

報告（1）として、「学校における働き方改革の取組について」御説明させていた

だきます。

資料2ページから9ページにかけて、本年6月1日付けで各県立学校長及び各市町村教育長宛てに発出した文書の写しです。

2ページをお願いします。県立学校長あての通知で御説明します。

県教育委員会では、児童生徒に必要な資質・能力を高める教育をより一層行うため、学校における働き方改革を推進しており、その一環として、昨年11月に各県立学校長や各市町村教育長に対し、学校閉庁日の検討や部活動休養日等の徹底等を依頼しています。

文部科学省でも、運動部活動のガイドライン作成や専門的な人材の参画等、更に取り組が進められています。

本県においても、家庭・地域・学校が相互に協力し、児童生徒を支え、育んでいくため、県教育委員会、県公立高等学校PTA連合会及び県特別支援学校PTA連合会の三者が連携し、さらに取り組を進めるという内容で、保護者と教職員の皆様に3ページから5ページの周知を依頼したところです。

3ページから4ページは、県立学校保護者向けの文書です。

3ページの中段以降に、具体的な取組事項を記載しております。

①夏休み等の学校閉庁日の設定に関すること

②運動部活動、文化部活動に関すること

③勤務時間外において、留守番電話などによる保護者等への対応に関することの3点について、保護者に対し御理解と御協力をお願いしています。

5ページは、県立学校教職員向けのメッセージです。今回の取組について理解を図るため、職員室等に掲示するイメージで作成しています。

資料6ページ以降は、各市町村教育長あての文書です。

内容は県立学校長あての文書を基本に作成していますが、各市町村により取組に差があることから、実態に応じてアレンジして使えるようにしております。

県教育委員会としても、引き続き、学校現場における勤務環境の改善を図るため、教育庁全体の問題として取り組んで参ります。

## 吉井委員

5ページにあります。県立学校における働き方改革のためのメッセージというのは、先生宛て、学校宛てということでしょうか。これはPTA宛てではないのですよね。というのが、これを見まして、もしこれが、私も子どもがおりましたので、保護者にこのメッセージを見せた場合、いったいこれはどういう意味だろうとたぶん思うのじゃないかと私はそう思いました。まず家庭・地域・学校の三者が連携・協働して児童生徒の成長を支えていく、これは本当の事だとは思いますが、ここに書いてある①②③の3つは、これは学校内のみの事ですよ。これは、家庭と地域には、ほとんど関係のないことで、学校の内ではこういうことになるので、地域・家庭で子供たちの様子を見てほしいとそういう意味ではないかなあと思うのですが、何も知らずにパッと親として見た時にこれなにもかも書いてあるけど、学校の都合だけじゃないと思ってしまいますような印象を受けました。その印象を受けましたので、それに対してどう説明していくのかお伺いしたかったことと、それと3番です。③勤務時間外については留守電ということですが、わからないではないですが、生命や安全に関わる重大事態に関わる場合はつまり、学校にどんなに電話してもこれは留守番電話になるわけですから、緊急の場合は、担任の先生に直接携帯に電話をしろということになるのではないかと思いますけど、たぶん自分もそうでしたけど、なにかあったら直接電話をしていました。それを少し控えるという意味で取ってよろしいでしょうか。

## 教育政策課長

1点目ですが、保護者の方に出させていただこうと思っているのは、3ページ、4



ページのところでございます。5ページは、学校の内部と言いますか、職員室に掲示するイメージで作っています。

#### 教育長

保護者向けには3ページで、5ページについては、学校の都合ではないのかなという御質問だったかなと思いますけど、やはりおそらく閉庁につきましても、地域とか保護者の方々に御理解がないといけないので、学校としては閉庁をいたしますというアナウンスをしたいと思いますけど、御理解をお願いしますという趣旨だと思います。それで、3ページの保護者向けの文章が続くのかなと思います。

#### 教育政策課長

はい。相互に協力して取り組んでいくということで進めていくので、御理解と御協力をよろしくお願いします。というお願いをする通知を出させていただきます。

#### 教育長

最後に留守電を。

#### 教育政策課長

はい。留守電につきましては、それぞれの学校で対応は違うかもしれませんが、できる限り留守電による対応を行っていきますので、御理解をお願いしますと伝えていきます。

#### 教育長

これは、たぶんいろんな議論があると思うのです。例えば、1つの教育委員会がそれぞれの実情に応じてやりたいということで、これは現実にそういう風にやってみたいという、やっぱり自治体次第では、警察に校長先生方の携帯番号を全部教えて、警察からの電話じゃないと出ないという自治体もあると聞いております。これもいろんな議論をされた上での判断ですけども、やはりどこかで御協力をよろしくお願いしますと、たぶんこれからお叱り等もあるかと思うのですけど、そのへんも踏まえた上で、まずはこれをやってみると。

本当をお願いしますねとは言っているものの、本当に大変なことが起きた時には、担任等に架かってくるのではないかなと思います。それまで、受けませんというのはあり得ませんので、まずは一般的には、やっぱりいろんな電話が多いので、それからよろしくと。

よろしいでしょうか。そのほか何かございませんか。

#### 教育政策課

ありがとうございます。できるところから着手して参ります。

#### 教育長

働き方については、簡単なことではないので、まずはいろいろやってみて、いろんな反省点も今後出てくると思いますので、そこで一歩進んで少しずつ変わることができければと思います。文科省がやるところ、教育委員会がやるところ、当然学校現場で色々議論をしていかなければならないところもあると思いますので、これからも引き続き進んでいきたいなと思います。

その他よろしいでしょうか。

(少し待って)

それでは、この件は以上にしたいと思います。

#### 各委員

了解。

○報告(2)「熊本県学校支援チームの発足について」

#### 教育政策課長

教育政策課でございます。

報告（２）として、昨日、発足式を行った「災害時における熊本県学校支援チームの発足について」、御説明させていただきます。

１の経緯・目的を御覧ください。

熊本地震では多くの学校が避難所となり、長期の休校が発生しましたが、兵庫県の教職員チームから学校再開の支援を受け、早期に学校の再開をすることができました。

そのため、今後起こりうる大規模災害に備え、防災の専門的知識を有する教職員で構成する「熊本県学校支援チーム」を組織し、県内外の被災地の学校教育の早期復旧を支援するとともに、学校の防災体制の強化を図ることとしました。

２の隊員の要件ですが、教育庁、教育センター及び学校の管理職以外の教職員で、教育センター又は兵庫県教育委員会が実施する研修を修了した者とし、隊員数は定員８０名として今後養成していく予定です。

３の活動内容ですが、大規模災害発生時には学校再開や児童生徒の心のケアなどの被災地の学校に対する助言、平時においては、防災教育に関する研修会等の講師などを想定しています。

４に派遣要件を記載しています。震度６弱以上の地震が観測され、甚大な被害が推測される場合のほか、災害により複数の市町村で学校が避難所となることが推測される場合、教育長が支援の派遣を決定することとしております。

５の派遣手続等ですが、所属長の承諾が得られた隊員の中から、教育長が派遣する隊員を決定します。

また、支援チームは、リーダー１名及び隊員２名程度で、被災地では１週間程度活動を行うことを予定しています。

また、発足式が掲載された、本日の朝刊のスクラップをお手元にお配りしておりますので、ご参考にさせていただきます。

県教育委員会としても、引き続き、学校の防災体制の充実強化に取り組んでまいります。

#### **教育長**

１４人対象と合わせて８０人です。

これにつきまして、何か質問等はございませんか。

#### **木之内委員**

訓練とかはどんな形で計画されていらっしゃるかを。

#### **教育政策課長**

講習を初級・中級・上級と分けております。上級編のところでは、習った者が講師となってという風に３回講習を受講した者を隊員として増やしていこうと考えています。

#### **木之内委員**

最終的には８０人を目指しているのですか。

#### **教育政策課長**

再来年度までで８０人を目標としています。

#### **教育長**

講師とかを具体的にいくつか。例えば兵庫県のアースの方とか、防災センターの方とか少し具体的に言っただけであれば少しイメージが湧きやすくなると思いますので。

#### **教育政策課長**

はい。初任の研修には、兵庫県から来ていただきましております。それから兵庫県の先生を２名、上級編というところでは、これも兵庫県から２名来ていただいております。兵庫県からは４名の先生に来ていただき、それぞれのテーマ、防災体制、危機管理体制、心のケアといったものです。

## 教育長

それから防災センターの方もおられます。

## 教育政策課長

はい。県の防災センターからも中級に来ていただいております。

## 教育長

今の14人の中から去年の北部豪雨とか、鳥取地震とか応援に行かせていただいております。

この件に関してはよろしいか。

(少し待って)

ありがとうございます。

## 各委員

了解。

○報告(3)「平成29年度熊本県公立学校「心のアンケート～楽しい学校生活をおくるために～」の結果について」

## 高校教育課長

資料の報告(3)を御覧ください。昨年度、実施いたしました「熊本県公立学校心のアンケート」調査結果の概要について御説明いたします。

まず、1の調査方法は、熊本市立を含む県内全ての公立小中学校、高等学校及び特別支援学校の全ての児童生徒に対して、質問用紙法による無記名のアンケート調査を実施いたしました。

次に、2の実施時期については、各学校で昨年11月から12月の期間で実施されております。なお、本アンケートの結果概要の報告については、5月に開催した熊本県いじめ問題対策連絡協議会において報告をしております。

それでは、3の結果の概要について、主な調査項目毎に御説明いたします。

まず、「学校が楽しい」と回答した児童生徒は、小学校が93.6%、中学校が91.1%、高校が89.4%、特別支援学校が90.5%でした。校種によって多少ばらつきはあるものの、平成28年度に比べて、概ね横ばいとなっています。

次に、「今の学年でいじめられたことがある」と回答した児童生徒は、小学校が18.4%、中学校が4.6%、高校が1.1%、特別支援学校が3.7%でした。平成28年度に比べて、小学校、中学校、特別支援学校は微増し、高校は前年度と同割合となっています。

次に、「いじめられた相手」としましては、全ての校種において、「クラスの人」が最も多く、次いで、小学校では「上級生」、中学校、高校、特別支援学校では「同級生」となっています。また、中学校、高校では「部活動を一緒にしている人」がその次に挙がっています。

次に、「どんないじめを受けたか」につきましては、全ての校種において、「冷やかす、からかい」が最も多く、次いで小学校と特別支援学校では「殴られた、蹴られた」、中学校と高校では「仲間はずれにされた」となっています。なお、「インターネットの掲示板やSNS等で嫌なことをされた」という回答は小学校、中学校で増加しています。

次に、「今もいじめは続いている」と回答した児童生徒は、小学校が24.5%、中学校が29.3%、高校が30.7%、特別支援学校が39.1%でした。なお、「今もいじめは続いている」と回答した児童生徒の数は全体で5,071人でしたが、これらの児童生徒については、その後の継続的な取組により5月時点でいじめ行為は概ね止んでおります。ただし、一部の児童生徒については細やかな様子観察など見守りを続けているところです。

次に、「いじめられたことをだれかに話したか」につきましては、「話をした」と回答した児童生徒は、小学校68.1%、中学校75.1%、高校77.9%、特別支援学校73.9%で全ての校種で減少しています。

次に、「いじめを受けた人は、だれに話をしたか」につきましては、全体として「担任の先生」、「家族」、「友だち・先輩」へ相談する割合が高く、次いで「養護の先生」、「担任・養護以外の先生」、「スクールカウンセラー・相談員の先生」が高くなっています。

次の「いじめを受けた人は、なぜ話をしなかったか」については、昨年度のいじめ問題対策連絡協議会での御意見を受け平成29年度から新たに設定した質問項目ですが、小学校では「いじめられていることを知られなくなかった」が最も多く、それ以外の校種では「話しても解決しないと思った」が最も多くなっています。また、小学校、中学校、特別支援学校では「自分で解決できると思った」や「家族などに心配をかけると思った」、「さらにいじめられると思った」という理由が多く挙げられました。

次に、「自由に使えるネットに接続可能な機器、これはゲーム機器等を含む携帯端末のことですが、それらの機器を持っていますか」については、持っている児童生徒が、小学校が74.4%、中学校が92.0%、高校が98.7%、特別支援学校が73.0%で、全ての校種で平成28年度より増加又は横ばいとなっています。なお、スマートフォンの所持率については、高校が93.0%と非常に高くなっています。

次に、「自由に使えるネットに接続可能な機器」で「よく使用する機能は何か」については、高校では「LINE」の利用割合が前年度に引き続き高く、小学校、中学校も増加傾向でした。同様に、「LINE以外のSNS」の利用も全ての校種で増加しています。

次に、「自由に使えるネットに接続可能な機器」を持っている児童生徒のうち、「家庭でのきまりごと、ルールがあるか」については、「ある」と回答した児童生徒は、小学校が68.8%、中学校が56.0%、高校が32.3%、特別支援学校が49.4%でした。小学校以外の校種では6割にも満たない状況であり、更なる徹底を図り必要があります。

次に、4の考察について説明します。「いじめられたことがある」と回答した児童生徒の割合は、全体的にはわずかに増加傾向が見られました。なお、アンケートによる調査を開始した平成19年度と比べると、「いじめられたことがある」と回答した児童生徒の割合は、小学校が横ばい、中学校が半減、高等学校で約3分の1、特別支援学校が3分の2近くまで減少しています。また、平成27年度以降は、小学校では約18%、中学校では約5%、高校では約1%、特別支援学校では約3%で推移している状況です。なお、今回新しく質問項目に加えた「いじめを受けた人が、なぜ話をしなかったのか」において、中学校、高等学校、特別支援学校で「話しても解決しないと思った」の回答が最も多いことを踏まえ、相談することの大切さを伝えるとともに、周囲に相談しやすい雰囲気をも更につくりだしていくことが課題であると捉えています。更に、全ての校種でスマートフォンの所持率が増加を続け、LINEを始めとするSNSを利用する児童生徒の割合が増加している中、ネット接続端末利用における「家庭でのきまりごと（ルール）」づくりについても、より一層の啓発に取り組んでいくことが求められると考えています。

最後に、「5 今後の取組」について御説明します。

県教育委員会では、熊本地震の被災から学んだ命の大切さ、人と人との絆や思いやりの気持ちの大切さ等を踏まえ、「熊本県いじめ防止基本方針（改訂版）」及び全ての公立学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」に基づいたこれまでの取組に加え、特に次に示す取組等を充実・発展させ、更なるいじめの未然防止や早期発見・対応を推

進して参ります。まず、(1)に記載しておりますが、「4 考察」に挙げた課題を解決するために、「親の学び」講座等において、児童生徒や保護者に「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」の更なる周知を図り、家庭、学校、地域における利用ルールづくりのための話し合いを後押しして参ります。また、ネット上も含めた人間関係のトラブルが起きたときの相談についても、引き続き話題をとりあげて参ります。

次に、(2)に挙げておりますように、全ての県立中学校、県立高等学校において平成30年度から導入された、スマートフォン等から匿名でいじめ等の情報を送ることができる「通報窓口アプリ」を、だれにも相談できないときの相談先の一つとして継続して周知を行い、いじめの早期発見、早期対応につなげて参ります。

次に、(3)いじめられた相手として「クラスの人」という回答が最も多かったことを踏まえ、県教育委員会では、全ての学校で集団づくりの取組や、児童会生徒会の活動を通じたいじめを許さない学校の風土づくりの取組を充実させるよう指導します。また、定期的なアンケート実施はもとより、個人面談、生活ノート等の活用により、誰かに話をするきっかけをつくり、教職員が児童生徒の関係や個々の思いに気付くとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に向けた学校の組織的対応を充実させるよう指導します。

次に、(4)スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについては、熊本地震に係る対応も含めて配置時間数の充実や、増員を図っているところです。スクールカウンセラーは、分校を含む全県立高等学校及び全教育事務所等及び115小中学校に配置し、スクールソーシャルワーカーは、全教育事務所等、3拠点中学校及び5拠点高等学校に配置しています。これら専門家の積極的な活用を図り、各学校での教育相談体制を充実します。

次に、(5)市町村委託事業の「子どもたちによるいじめ防止推進事業」や「心のきずなを深めるモデルプログラム研究指定校事業」等を通して、いじめの防止等のための実践的研究や調査研究を行い、その成果の普及・啓発を図ります。

次に、(6)平成28年2月9日に改訂した「熊本県いじめ防止基本方針」の周知・活用を図り、各地域、各学校の実態に合わせたいじめの防止等の取組を推進します。

次に、(7)学校が抱える様々な課題の解決に対し、継続して「学校改革」に取り組み、教職員が子どもと向き合う時間の確保につなげます。

参考資料として、詳しい数値データ、調査用紙を添付しておりますので、そちらも参考にしていただきたいと思います。

説明は以上でございます。

## 吉井委員

はい。まず、4ページにありますアンケート集計結果について、これの3の実施状況の未実施者数というのが以外に多いので、驚きました。皆さんするものと思っておりましたので、欠席したという人も多いかとは思いますが、この中に長期欠席の人がいるとしたら、その方はおそらく学校に来れなくなった人が混じっているのではないかと。その方たちもアンケートを取ったほうがいいのかと思いましたが。今の学年でいじめられたことがありますかということも含めて、欠席した人に対しても注意すべきかなと思います。5ページになりますが、5ページのどんないじめを受けましたかというところで、エの仲間はずれにされたとおのみんなに無視されたとありますが、内容的にはかなり近いものだと思います。これをいれると30%を超えるかなり大きな数字になります。この仲間はずれと無視されたというのは、やった側いじめる側は意外と気づかない部分があるのではないかと思います。ただ、気づかない部分があっても、それをされた方は、ものすごく傷ついてしまった。と思いますので、そこは気

を付けていただいた方がいいんじゃないかと思います。物を隠されたとか、冷やかされたとか、これはある程度見える部分ではありますが、仲間はずれと無視されたというのは、見えそうで見えない、たぶんやった側にも意識がない場合もありますので、これに先生が気付くのはちょっと難しい部分があるかもしれませんが、気を付けて見ていただければと思います。

それから8番のなぜ話をしなかったかについて、カの話しても解決しなかったとありますが、これは、ほとんどあきらめていらっしゃる状態でもありますよね。そこに至るまでどこまで悩まれたのだろうかという気もしますので、これも先生方をお願いして申し訳ありませんが、ぜひ見ていただければなと思います。

それから、これは3ページの(4)の部分になるのかなと思いますが、先日、福岡の研修に行きまして、そこでスクールロイヤーという言葉を知りました。学校につく弁護士さんですよね。その研修の内容によると学校でのいじめに対して講演をされるという、ぜひこれは利用されて、いじめそのものが法に触れる可能性がある、あるいは犯罪になる可能性があるということを知っていただきたい内容ですので、どんどん活用していただければなと思います。こんなところでしょうか。以上です。

#### 教育長

ありがとうございます。

この未実施については、説明をお願いします。

#### 高校教育課長

はい。高等学校の例で話をさせていただきます。未実施の状況ですけれども、長期欠席、それから休学をしている生徒がいらっしゃいます。そこが一番多くございました。それで、やはりその子に聞き取りをしたいと思っていますので、学校の方は、例えば家庭訪問をした際に会えないのか、中には生徒がもう会いたくないという人もいますので、そこを踏まえて、例えば保護者に聞き取りをして、例えばいじめとかはあったのですかとかいうような聞き取りはできるだけ努力をして聞き取っている状況でございます。

#### 教育長

家庭訪問をしたり、保護者の方々となるべく会うような努力は学校としてはしていると聞いています。

#### 高校教育課

はい。長期欠席から不登校になる段階で、やはり情報交換をしながら、まずは学年でチームを組んで家庭訪問して、状況を見る、または話しやすい教員もいますから、その人に行ってもらったり、または生徒が出てきたら教育相談員に繋いだりというようなことで対応しております。

#### 教育長

義務の方は、いかがでしょうか。

#### 義務教育課

義務教育課でございます。義務の方も未実施の場合は、不登校であったり、その日は欠席だったという場合で、この集計表は熊本市を含めての数ですけれども、熊本市を除いた場合ですと、小中学校合わせて337名が未実施でした。これらの子どもたちには家庭訪問を行いまして、本人からの聞き取りあるいは出てこない場合は保護者の方からの聞き取りをいたしております。2月末現在でまだ聞き取りができていない子どもたちが、14人になっております。この子どもたちが非常に厳しくて、なかなか話ができない、あるいは保護者の方もなかなか協力が難しいという御家庭です。

#### 特別支援教育課長

特別支援学校でございます。特別支援学校が一番割合的には多いのですが、これ

は障がいの重い子どもたちは、なかなかこういったアンケートは難しくございますので、そういうことで実施できていないというものでございます。

### 教育長

はい。ありがとうございます。先ほどの仲間はずれとか無視されたとか、なかなか見えにくい場面に対しての努力とか工夫とか何かありましたら、こういうことに工夫しているとか、あるいは一斉にキャッチできる受け皿をしているとか何かありましたらお願いします。

### 高校教育課長

高校教育課です。アンケートを実施します時にクラス単位で行いまして、だいたい担任が配って、回収するときもこの子が書いているなあというような情報を掴めるような形で実施しておりますので、そこで担任がまず見ます。そしてどうもおかしいなというところは必ずチェックをして、そして繋いでいくところで各学校行っています。

### 吉田委員

教師たちが子どもたちが正直に書ける関係作りをしておく必要がある。子どもたちが「どうせ書いてもダメだ」とか「ここで書くと、あの先生だったらまずい」といったことがあってはいけない。そうなると、データの信頼性が問題になると思う。これははじめだけではなく、こともたちが教師に言いたいことを言える、言ったら考えてもらえるという関係を作り続けていくことが大事です。

また、このアンケートは11月から12月に実施されていますね。そうなると、「今も続いていますか」という質問にしても、「いつからか」がわからない。それは先月から始まったのかもしれないし、あるいは4月からの場合があるかもしれない。そうした細かい点を押さえれば、結果回答を見た教師が宇治目の発生時期や継続している期間を把握することができる。それは適切なフォローにも大事で、そうした対応をする姿を見せることが子どもたちにも「先生なら言っても大丈夫だな」という安心感を与えられると思います。

それともう1つ、5月までに色々な手立てをしたのでいじめがかなり解消したとありますが、解消したのは、教師がケアしたからなのか、あるいはその他のことがあったのか、その理由を明らかにしておく方が良い。また、教師がこういう働きかけをするといじめが解消したという良好事例を蓄積していくと、ほかの教師にとっても有用な情報となる。

### 教育長

ありがとうございます。

### 木之内委員

かなり話していない子ども達も多いな、とそこは認識されているんですけど、やっぱりその形をどのようにしていくのかという具体的な成功事例なんかもできるだけわかるような仕組みを作っていくのが、時間的な問題も含めて早くやっていくことが必要かなと感じます。

それとSNSの部分でも割と危惧しなければいけない。家庭での決まり事とかルールとかやはりそんなにきちんとはされていない。やっぱり1つはここの部分というのを、どういう決まり事として作っているかなど具体例なものを保護者の方々といかに共有できるか。それとPTAの会合に出てくる人はあれだけど、むしろなんにも作っていませんとかいろんな形の中で、そういったところの保護者の方、むしろ会合に出てきていないとかこういった学級通信とかあるんでしょうけど、どうやって徹底していったり、かなり工夫していくことに繋げられる。こういったところを難しいところもあるんでしょうけど、ぜひアンケートから掘り下げたものを検討していただけたらと思います。

## 教育長

ありがとうございます。  
他にございませんか。  
(少し待って)  
この件に関してはよろしいでしょうか。

## 各委員

了解。

○報告(4)「義務教育諸学校(県立中学校及び県立特別支援学校を除く)における平成31年度使用教科用図書の採択基準等について」

## 義務教育課長

報告(4)「義務教育諸学校(県立中学校及び県立特別支援学校を除く)における平成31年度使用教科用図書の採択基準等」について、御報告いたします。

本年度は、来年度から中学校で使用される「特別の教科 道徳」の教科書の採択の年でございます。各市町村教育委員会では、8月末日までに採択することとなります。今回、県教育委員会として、市町村教育委員会の行う採択に関して指導、助言、または援助を行うものとして教科書の「採択基準等」を作成しました。

採択基準は、「1」で示しております(1)～(3)を原則として、具体的な内容を「2」の(1)～(10)の計10観点で示しております。この10観点については、昨年の小学校道徳の教科書採択時の観点と変更していません。

また、「4採択の方法及び留意事項」につきましては、公正確保の徹底を期すよう、昨年に引き続き、(2)に、「教科書採択に直接の利害関係を有する者や、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないよう留意すること。」を示しております。なお、この「採択基準等」については、関係法令に基づき、熊本県教科用図書選定審議会に諮問し、5月28日(月)に実施しました第2回審議会の際に、「適切である」と答申をいただいたところです。また、この「採択基準等」に基づいて、来年度から使用される中学校用の道徳の教科書についての調査研究資料「選定資料」を作成し、昨日、各採択地区及び各市町村教育委員会に送付いたしました。併せて、各管内の教育長会議に本課から出向き、説明しているところです。

今後、採択基準及び選定資料等につきましては、県内の各採択地区で採択事務が行われます際の参考資料として活用していただくこととなります。

以上で、報告を終わります。

## 教育長

ただいまの件について御質問等がございましたらよろしく申し上げます。  
(少し待って)  
この件に関してはよろしいでしょうか。

## 各委員

了解。